

<p style="text-align: center;">那覇市有料老人ホーム事故報告要領 (新)</p>	<p style="text-align: center;">那覇市有料老人ホーム事故報告要領 (旧)</p>
<p>1 趣旨</p> <p>「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号) の内容を踏まえて作成した「那覇市有料老人ホーム設置運営指導指針 (平成 25 年 4 月 1 日施行)」(以下「指針」という。) 及び「那覇市有料老人ホーム設置運営指導要綱」(平成 25 年 4 月 1 日施行) の規定に基づき、有料老人ホームが行う那覇市への事故の報告について必要な事項を定めることにより、指針に基づく適正な施設運営の確保に資するとともに、事故の発生又はその再発の防止に努めることを目的とする。</p> <p>2 対象となる施設及び入居者</p> <p>この要領の対象となる有料老人ホーム及び入居者は、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行った有料老人ホーム又は、同項の規定により有料老人ホームであると判断されるもののうち、那覇市に所在する施設及びその入居者とする。</p> <p>ただし、那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年那覇市条例第 50 号) 第 11 章に定める特定施設入居者生活介護、那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年那覇市条例第 51 号) 第 7 章に定める地域密着型特定施設入居者生活介護並びに那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため</p>	<p>1 趣旨</p> <p>「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号) の内容を踏まえて作成した「那覇市有料老人ホーム設置運営指導指針 (平成 25 年 4 月 1 日施行)」(以下「指針」という。) 及び「那覇市有料老人ホーム設置運営指導要綱」(平成 25 年 4 月 1 日施行) の規定に基づき、有料老人ホームが行う那覇市への事故の報告について必要な事項を定めることにより、指針に基づく適正な施設運営の確保に資するとともに、事故の発生又はその再発の防止に努めることを目的とする。</p> <p>2 対象となる施設及び入居者</p> <p>この要領の対象となる有料老人ホーム及び入居者は、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行った有料老人ホーム又は、同項の規定により有料老人ホームであると判断されるもののうち、那覇市に所在する施設及びその入居者とする。</p> <p>ただし、那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年那覇市条例第 50 号) 第 11 章に定める特定施設入居者生活介護、那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年那覇市条例第 51 号) 第 7 章に定める地域密着型特定施設入居者生活介護並びに那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため</p>

の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年那覇市条例第 52 号）第 11 章に定める介護予防特定施設入居者生活介護の事業所の指定を受けている部分及びそれらのサービスの提供を受けている入居者を除く。

3 報告先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市福祉部チャージョーがんじゅう課 施設グループ
電話：098-862-9010（直通）

4 報告すべき範囲

報告すべき範囲について、指針にいう「入居者に対するサービスの提供により」とは、直接、サービスの提供を行っていた場合（施設外におけるサービスの提供等を含む。）のほか、次に掲げる場合を含むものとする。

- (1) 入居者が施設内にいる間に起こったもの。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による介護サービスを利用している時のものは除く。
- (2) その他サービスの提供に密接に関連があるもの

5 報告すべき事故の種類

(1) 報告すべき事故の種類は、前記 4 の範囲のうち、次に掲げるものとする。

ア 転倒

の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年那覇市条例第 52 号）第 11 章に定める介護予防特定施設入居者生活介護の事業所の指定を受けている部分及びそれらのサービスの提供を受けている入居者を除く。

3 報告先

那覇市福祉部チャージョーがんじゅう課

4 報告すべき範囲

報告すべき範囲について、指針にいう「入居者に対するサービスの提供により」とは、直接、サービスの提供を行っていた場合（施設外におけるサービスの提供等を含む。）のほか、次に掲げる場合を含むものとする。

- (1) 入居者が施設内にいる間に起こったもの。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による介護サービスを利用している時のものは除く。
- (2) その他サービスの提供に密接に関連があるもの

5 報告すべき事故の種類

(1) 報告すべき事故の種類は、前記 4 の範囲のうち、次に掲げるものとする。

ア 転倒

イ 転落
ウ 接触
エ 異食
オ 誤嚥・窒息
カ 誤薬・与薬もれ等
キ 感染症
ク 食中毒
ケ 交通事故（サービス提供中の事故）
コ 徘徊（入居者の行方不明を含む。）
サ 職員の違法行為・不祥事
シ 医療処置関連（チューブ抜去等）
ス 不明
セ その他

- (2) 感染症については、少なくとも法令により保健所等への報告が義務づけられている場合は報告するものとする。例えば、MRSA、レジオネラ症、インフルエンザ、疥癬、ノロウイルスなど。
- (3) 職員の違法行為・不祥事とは、入居者に対する処遇又はサービスの提供に関連して発生したもので、入居者に損害を与えたものをいう。例えば、入居者の所持金品等の窃盗、入居者からの預かり金品等の横領・紛失、入居者等の個人情報の流出・紛失など。
- (4) その他とは、施設の災害被災のほか、入居者に対する処遇又はサービスの提供に支障をきたしたものをいう。例えば、入居者等による施設設備の損壊等、入居者等の個人情報の紛失や盗難の被害、施設内外でのレクリエーション行事における熱中症の発症な

イ 転落
ウ 接触
エ 異食
オ 誤嚥
カ 誤薬
キ 感染症
ク 食中毒
ケ 交通事故
コ 徘徊（入居者の行方不明を含む。）
サ 職員の違法行為・不祥事
シ その他

- (2) 感染症については、少なくとも法令により保健所等への報告が義務づけられている場合は報告するものとする。例えば、MRSA、レジオネラ症、インフルエンザ、疥癬、ノロウイルスなど。
- (3) 職員の違法行為・不祥事とは、入居者に対する処遇又はサービスの提供に関連して発生したもので、入居者に損害を与えたものをいう。例えば、入居者の所持金品等の窃盗、入居者からの預かり金品等の横領・紛失、入居者等の個人情報の流出・紛失など。
- (4) その他とは、施設の災害被災のほか、入居者に対する処遇又はサービスの提供に支障をきたしたものをいう。例えば、入居者等による施設設備の損壊等、入居者等の個人情報の紛失や盗難の被害、施設内外でのレクリエーション行事における熱中症の発症な

ど。

6 報告にあたっての留意点

- (1) 死亡（自殺を含む。）については、死亡診断書で老衰や病死など主に加齢を原因としない死因の記載がなされたものは報告すること。
- (2) 傷病については、協力医療機関等の受診（施設内受診を含む。）を要したものを原則とすること。
- (3) 報告後に、事故の対象者の容態が急変して死亡した場合等は、再度、事故報告書を提出すること。
- (4) 感染症等については、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成 17 年 2 月 22 日健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、老発第 0222001 号）に基づき管轄の保健所等への報告も行い、指示を求めること。
- (5) 職員の直接行為が原因で生じた事故、職員による支援中に生じた事故のうち、入居者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明等、事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署へ連絡すること。

7 報告の時期

- (1) 第一報は、概ね 5 日以内を目安に別紙様式内の 1～6 の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに報告先へ報告するものとする。但し、感染症などが発生した場合は直ちに報告すること。

ど。

6 報告にあたっての留意点

- (1) 死亡（自殺を含む。）については、死亡診断書で老衰や病死など主に加齢を原因としない死因の記載がなされたものは報告すること。
- (2) 傷病については、協力医療機関等の受診（施設内受診を含む。）を要したものを原則とすること。
- (3) 報告後に、事故の対象者の容態が急変して死亡した場合等は、再度、事故報告書を提出すること。
- (4) 感染症等については、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成 17 年 2 月 22 日健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、老発第 0222001 号）に基づき管轄の保健所等への報告も行い、指示を求めること。
- (5) 職員の直接行為が原因で生じた事故、職員による支援中に生じた事故のうち、入居者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明等、事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署へ連絡すること。

7 報告の時期

- 入居者の家族等への連絡その他必要な措置が終了した後、速やかに前記 3 に定める報告先へ報告するものとする。
事故の事後処理状況にもよるが、概ね事故発生後、7 日以内に所定の報告を行うものとする。ただし、事故の程度が大きいものにつ

なお、緊急で報告が必要な場合は電話にて報告可能とする。

(2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

8 報告する項目

(1) 事故状況（受診、入院、死亡等）

(2) 施設の概要（法人名、施設名、サービス種別、所在地
担当者名、連絡先）

(3) 対象者（氏名、年齢、性別、住所、身体状況）

(4) 事故の概要（発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況、
事故内容の詳細、その他特記すべき事項）

(5) 事故発生時の対応（発生時の対応、受診方法、受診先、診断名、
診断内容、検査、処置等の概要）

(6) 事故発生後の状況（利用者の状況、家族等への報告、連絡した
関係機関（連絡した場合のみ）、本人、家族、関係先等への追加
対応予定）

(7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）

(8) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策
の評価時期および結果等）

(9) その他特記すべき事項

いては、まず、電話等により報告先へ事故の概要を報告するものとする。

8 報告する項目

(1) 施設の概要

ア 事業主体名

イ 施設名

ウ 施設長名

エ 施設所在地

(2) 事故の対象者

ア 氏名

イ 性別

ウ 年齢

エ 要介護度

オ 心身の状況等

(3) 事故の概要

ア 発生・発見の日時

イ 発生場所

ウ 事故の種別

エ 事故の結果

オ 事故の発生状況・対応等

カ 事故の原因

(4) 事後の対応

<p>9 報告書及び作成方法</p> <p>事故報告書については、前記8に掲げる項目に基づき別添「<u>那覇市有料老人ホーム 事故報告書</u>」を標準様式と定める。</p> <p>また、事故報告書は基本的に入居者個人ごとに作成するが、感染症や食中毒、施設の災害被災など対象者が多数になる場合は、事故報告書を1通作成し、対象者のリストを添付して差し支えない。</p> <p>10 記録及びその保存</p> <p>老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の6（帳簿の記載事項等）の定めに従い、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備し、原則として、その作成の日から2年間保存する。</p> <p>11 秘密保持</p> <p>那覇市は、各施設からの事故の報告で知り得た入居者等の秘密については、適正な措置の実施や施設運営の確保、事故の発生又はその再発の防止を目的とする業務以外には使用しない。</p>	<p>ア 家族への説明</p> <p>イ 関係機関への連絡</p> <p>ウ 再発防止のための方策</p> <p>(5) その他必要事項</p> <p>損害賠償等の状況など</p> <p>9 報告書及び作成方法</p> <p>事故報告書については、前記8に掲げる項目に基づき標準様式を定める。ただし、施設が任意に作成する事故報告書が標準様式に定める項目を満たしていれば、それを使用して差し支えない。</p> <p>また、事故報告書は基本的に入居者個人ごとに作成するが、感染症や食中毒、施設の災害被災など対象者が多数になる場合は、事故報告書を1通作成し、対象者のリストを添付して差し支えない。</p> <p>10 記録及びその保存</p> <p>老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の6（帳簿の記載事項等）の定めに従い、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備し、原則として、その作成の日から2年間保存する。</p> <p>11 秘密保持</p> <p>那覇市は、各施設からの事故の報告で知り得た入居者等の秘密については、適正な措置の実施や施設運営の確保、事故の発生又はその再発の防止を目的とする業務以外には使用しない。</p>
--	--

12 適用開始日

平成 28 年 5 月 25 日以降に発生した事故について適用する。

附則

この要領は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 8 月 18 日から施行する。

12 適用開始日

平成 28 年 5 月 25 日以降に発生した事故について適用する。

附則

この要領は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。